

2021年10月8日



高機能加工技術「アレルキャッチャー®」および「クリアフレッシュ®V」の 新型コロナウイルス「SARS-CoV-2」に対する抗ウイルス効果を確認

この度、大和紡績株式会社（大阪市中央区 取締役社長 有地 邦彦）は、高機能加工技術の「アレルキャッチャー®」および「クリアフレッシュ®V」で加工したそれぞれの繊維素材が、新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に対して抗ウイルス効果があることを確認しましたのでお知らせいたします。

1. 試験概要

一般財団法人日本繊維製品品質技術センターにおいて、フタロシアニンを特殊加工する高機能加工技術「アレルキャッチャー®」で加工した素材、および無機系化合物を特殊加工する高機能加工技術「クリアフレッシュ®V」で加工した素材について、新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に対する抗ウイルス効果を検証した結果、その効果が確認されました。

- (1) 試験機関：一般財団法人日本繊維製品品質技術センター
- (2) 試験方法：JIS L 1922 繊維製品の抗ウイルス性試験方法 準用
- (3) 試験株：Severe acute respiratory syndrome coronavirus 2 (SARS-CoV-2)
- (4) 試験素材
 - A. アレルキャッチャー®；不織布（レーヨン 50%^(注)、ポリエステル 50%）
(注)レーヨンにのみフタロシアニンを特殊加工
 - B. クリアフレッシュ®V；編布（綿 100%）
- (5) 結果：ウイルス減少率 99%以上

2. 高機能加工技術「アレルキャッチャー®」について

信州大学、京都産業大学 鳥インフルエンザ研究センター（現・京都産業大学 感染症分子研究センター）と共同開発した「アレルキャッチャー®」は、フタロシアニンを繊維表面に特殊加工することにより、消臭性、アレル物質吸着性、抗菌防臭、抗ウイルス性を有する繊維加工技術です。

(1) 作用のメカニズム

繊維上に固着された薬剤に接触した細菌やウイルスの外膜に変化を生じさせ、その結果として細菌は増殖を抑制され、ウイルスの数が減少します。

(2) 安全性

加工繊維は、皮膚貼付試験、経口毒性試験、変異原性、皮膚刺激性試験、皮膚感作性試験をはじめとする各種試験で高い安全性を確認しています。

(3) 抗菌・抗ウイルス性

繊維上の特定の細菌の増殖を抑制し、特定のウイルスの数を99%以上減少させます。

3. 高機能加工技術「クリアフレッシュ®V」について

「クリアフレッシュ®V」は、欧米の安全認証を取得した無機系化合物を繊維表面に特殊加工することにより、制菌性、抗ウイルス性を有する繊維加工技術です。

(1) 作用のメカニズム

繊維上に固着された薬剤に接触した細菌やウイルスの外膜に変化を生じさせ、その結果として細菌は増殖が抑制され、ウイルスの数が減少します。

(2) 安全性

使用薬剤は、皮膚貼付試験^(注)、経口毒性試験、変異原性、皮膚刺激性試験、皮膚感作性試験をはじめとする各種試験で高い安全性を確認しています。

(注)皮膚貼付試験は、薬剤を固着させた綿布で行っています。

(3) 抗菌・抗ウイルス性

繊維上の特定の細菌の増殖を抑制し、特定のウイルスの数を99%以上減少させます。

なお、一般社団法人繊維評価技術協議会 SEKマーク認証(抗ウイルス加工^(注)、制菌加工)を取得しております。

(注)抗ウイルス性試験は、ウイルス株：ATCCVR-1679(エンベローブ有)を25°Cで2時間放置して、実施しています。

4. お問い合わせ先

大和紡績株式会社

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町3-6-8

<リリースに関するお問合せ>

人事総務部 広報担当：三宅

TEL：06-6281-2512/FAX：06-6281-2522

<技術に関するお問合せ>

技術・開発本部 担当：久保

TEL：06-6281-2414/FAX：06-6281-2536

<本リリースにおける情報の取扱いについて>

本リリースにおいて掲載されているテキスト、技術情報・検証結果等の内容については、無断での転載および利用は固くお断りしています。また、本リリースが掲載されているウェブページへのリンク表示も固くお断りしています。

本リリースについて、転載、利用等を行っているいかなる第三者の表示物およびリンクを表示しているいかなる第三者のウェブサイトについても、当社は一切その第三者の表示物・ウェブサイトについて関知するものではありません。

本リリースに掲載されている情報や本リリースの参照を特定の商品と関連付けて表示した場合、その商品について特定の病気の治癒または予防の効能効果がある旨の表示とみなされ、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）等に抵触する恐れがあります。

以上